

～広島市からのお知らせ～

平成23年4月から

妊婦健診の



中期検査用補助券を増額します

- 広島市では平成23年4月から妊婦健診の検査項目に「クラミジア」検査を追加し、「妊娠中期検査用補助券」の限度額を8,000円から10,100円に増額します。

〔クラミジアに感染した妊婦さんが未治療のまま出産すると、母子感染により新生児肺炎などをひきおこす恐れがあるため、クラミジア検査により早期に発見し、治療する必要があります。〕

## 補助券の交付方法

- **平成23年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受ける方**

お住まいの区の保健センター（保健福祉課保健指導係）へ妊娠の届け出をしてください。母子健康手帳の交付と合わせて妊婦健康診査補助券（クラミジア検査を含む）を交付します。

- **平成23年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けておられる方**

平成23年4月1日現在妊娠中の方で、母子健康手帳別冊にとじ込みの「妊娠中期・後期検査用補助券」（黄色の券）を未使用の方には、「妊娠中期検査用補助券」（紫色の券）と交換します。お住まいの区の保健センター（保健福祉課保健指導係）へ母子健康手帳と母子健康手帳別冊を持参し、手続きをしてください。

**注意1**：「妊娠中期・後期検査用補助券」（黄色の券）は2組ありますが、交換できるのは1組だけです。

**注意2**：既に2組ともご使用済みの場合には交付できません。

※対象は広島市にお住まいの方です。他の市町村にお住まいの方は、住民票のある市町村にお問い合わせください。

### 健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査を必ず受けましょう！

妊娠がわかったら、できるだけ早く妊娠の届け出をし、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳と合わせて14回分の妊婦健康診査補助券（母子健康手帳別冊にとじ込み）を交付します。妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康のため、医師の指示に従い、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

マタニティマークは、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲の人に妊婦であることを示しやすくするものです。



### お問い合わせ

こども未来局こども・家庭支援課 082-504-2623

中保健センター 082-504-2109

東保健センター 082-568-7735

南保健センター 082-250-4133

西保健センター 082-294-6384

安佐南保健センター 082-831-4944

安佐北保健センター 082-819-0616

安佐北区役所高陽出張所 082-842-1122

安芸保健センター 082-821-2820

佐伯保健センター 082-943-9733

広島市

3

平成23年3月30日

妊婦及び乳児健康診査  
広島市内委託医療機関の長 様

広島市長 秋葉 忠利  
(こども未来局こども・家庭支援課)

平成23年4月からの妊婦一般健康診査中期検査用補助券の増額について（お知らせ）

妊婦乳児健康診査につきましては、日頃から格段の御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、本年4月1日以降の母子健康手帳交付分から、妊婦健康診査の妊娠中期検査用補助券を8,000円から10,100円に増額します。

また、本年3月31日以前に母子健康手帳を交付した方については、経過措置として、未使用の妊娠中期・後期検査用補助券1組との交換により、妊娠中期検査用補助券を交付します。

つきましては、このことに伴い、下記の書類をお送りしますので御確認ください。なお、周知用ポスター・チラシにつきましては、掲示や窓口への設置等による周知への御協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 【制度改正に伴う書類】

- 1 平成23年度の妊婦一般及び乳児一般健康診査業務の委託単価について
- 2 周知用ポスター
- 3 周知用ちらし

##### 【その他参考の書類】

- 1 子どもをほしいと思っている二人に
- 2 広島県作成のステッカー

##### 【問い合わせ先】

広島市こども未来局  
こども・家庭支援課母子保健係  
担当 中川、林、升島  
電話 082-504-2623



平成23年度の妊婦一般及び乳児一般健康診査業務の委託単価について

広島市

1. 妊婦一般健康診査の補助限度額

区分	交付組数 【補助券の色】	23年度単価	健診項目	備考
妊娠初期検査用補助券	1組 【肌色】	16,000円限度	・基本的な妊婦健康診査（問診及び診察、血圧・体重測定、保健指導、尿検査、超音波検査） ・血液検査（血液型（A B O血液型・R h血液型）、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体） ・感染症検査（B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体価、トキソプラズマ、HTLV-1抗体） ・当該健康診査にあたる医師が必要と認めた検査	
妊娠中期検査用補助券	1組 【紫色】	10,100円限度	・基本的な健康診査 ・感染症検査（B群溶血性レンサ球菌、クラミジア抗原） ・当該健康診査にあたる医師が必要と認めた検査	
妊娠後期検査用補助券	1組 【黄色】	8,000円限度	・基本的な健康診査 ・血液検査（血算、血糖） ・当該健康診査にあたる医師が必要と認めた検査	
妊娠中期・後期検査用補助券 (平成23年3月31日まで2組交付)	— 【黄色】	8,000円限度	・基本的な健康診査 ・血液検査（血算、血糖）または感染症検査（B群溶血性レンサ球菌） ・当該健康診査にあたる医師が必要と認めた検査	4月1日以降も使用できますが、1組は下記手続きにより妊娠中期検査用補助券と交換します
定額補助券	11組 【さくら色】	6,000円限度	・基本的な健康診査 ・当該健康診査にあたる医師が必要と認めた検査	

※回数表記について、補助券の右上部分に番号（14-1～14-14）を振っています。  
 ※右上部分の同じ番号の補助券1枚と結果票1枚の計2枚で1組となります。

**制度改正に伴う経過措置について**

平成23年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けておられる方については、経過措置により、「妊娠中期・後期検査用補助券」（黄色の券）2組のうち、1組を「妊娠中期検査用補助券」（紫色の券）に交換します。

まだ交換されていない妊婦の方がおられましたら、お住まいの区の保健センター（保健福祉課保健指導係）へ母子健康手帳と母子健康手帳別冊を持参し、手続きをしていただくようお願いいただけます。

**補助券を交換する際の注意点**

- ① 「妊娠中期・後期検査用補助券」は2組ありますが、交換できるのは1組だけです。
- ② 既に「妊娠中期・後期検査用補助券」を2組とも御使用済みの場合には交付できません。必ず、御使用前に交換の手続きをしていただくようお願いください。
- ③ 「妊娠中期・後期検査用補助券」が1組でも残っていれば交換できますが、既に1組を「妊娠中期検査用補助券」に交換した方には、新たに交換交付はできません。

交付済みの場合、母子健康手帳7ページ「妊娠中の経過（1）」の余白に、「妊娠中期検査用補助券交換済〇・〇・〇」とゴム印を押すかまたはシールを添付することにより、判別できるようにいたしますので、事務の参考にしてください。

※裏面に妊婦健診補助券を使用する際の注意点を掲載しておりますので、ご覧ください。

**妊婦健診補助券を使用する際の注意点**

**(1)各補助券の使用時期**

母子健康手帳別冊には、妊娠初期検査用補助券（14-1）、定額補助券（14-2～5）、妊娠中期検査用補助券（14-6）、妊娠後期検査用補助券（14-7）、定額補助券（14-8～14）の順番で組み入れています。これらの補助券は、順番どおりに使用する必要はありません。当該健診にあたる医師が必要と認めた時期にご使用ください。

**(2)各補助券の健診項目**

厚生労働省が示した項目に基づき記載していますが、他に医師が必要と認める検査があれば、必要に応じて実施してください。この結果、診査費用が委託単価を上回った場合は、補助券の委託単価分の金額を差し引いたうえで、残額については本人に請求してください。

**(3)診査費用について**

診査費用が委託金額を上回った場合⇒補助券の委託単価分の金額を差し引いたうえで、残額については本人に請求してください。

診査費用が委託金額を下回った場合⇒診査費用＝請求金額となります。この場合、結果票の「診査費用」の欄を必ずご記入ください。

**(4)その他**

本市から転出された場合は、本市の補助券を使用することはできません。本人に転出先の市町村の窓口で補助券を交換していただくようお願いください。

**2. 乳児一般健康診査の単価【平成 22 年度単価と同じ】**

項 目		平成 2 3 年度単価	備 考
乳児一般健診	1 回	5,700 円	・ 広島県の参考単価により実施
	2 回	5,700 円	

広島市からのお願い

**妊婦一般健康診査の経過措置の周知について、御協力をお願いします。**

現在、広島市においては、本事業の拡充について、周知用ポスター・チラシの配布や、ホームページ・市広報紙への掲載（予定）などにより、広報に努めているところです。

広島市内の医療機関におかれましても、妊婦健康診査の拡充に伴う妊娠中期検査用補助券の交換について、このお知らせに同封している周知用チラシの配布・ポスターの掲示などにより、周知への御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市子ども未来局子ども・家庭支援課 母子保健係

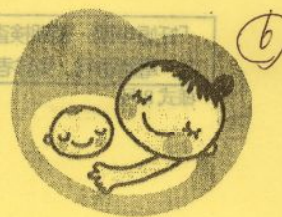
担当：中川、林、升島 電話：082-504-2623



広島市からのお知らせ

平成 23 年 4 月から

# 妊婦健診の 中期検査用補助券を増額します



- 広島市では平成 23 年 4 月から妊婦健診の検査項目に「クラミジア」検査を追加し、「妊娠中期検査用補助券」の限度額を 8,000 円から 10,100 円に増額します。

（クラミジアに感染した妊婦さんが未治療のまま出産すると、母子感染により新生児肺炎などをひきおこす恐れがあるため、クラミジア検査により早期に発見し、治療する必要があります。）

平成 23 年 3 月 31 日以前の交付（抜粋）	平成 23 年 4 月 1 日以降の交付（抜粋）
妊娠中期・後期検査用補助券 8,000 円限度×2 組	妊娠中期検査用補助券 10,100 円限度×1 組 妊娠後期検査用補助券 8,000 円限度×1 組

※ 助成は計 14 回、各補助券の限度額までです。

## 補助券の受け取り方法

### ● 平成 23 年 4 月 1 日以降に母子健康手帳を受け取る方

お住まいの区の保健センター（保健福祉課保健指導係）へ妊娠の届け出をしてください。母子健康手帳の交付と合わせて妊婦健康診査補助券（クラミジア検査を含む）を交付します。

### ● 平成 23 年 3 月 31 日以前に母子健康手帳の交付を受けておられる方

平成 23 年 4 月 1 日現在妊娠中の方で、母子健康手帳別冊とし込みで未使用の「妊娠中期・後期検査用補助券」（黄色の券）がある方には、「妊娠中期検査用補助券」（紫色の券）と交換します。お住まいの区の保健センター（保健福祉課保健指導係）へ母子健康手帳と母子健康手帳別冊を持参し、手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- ① 母子健康手帳 ② 母子健康手帳別冊
- ③ 妊婦・乳児健康診査受診票等交付申請書（このチラシの裏面。記入して一緒に御持参ください。）

### 補助券を交換で受け取る際の注意

- ① 「妊娠中期・後期検査用補助券」（黄色の券）は 2 組ありますが、交換できるのは 1 組だけです。
- ② 既に「妊娠中期・後期検査用補助券」（黄色の券）を 2 組とも御使用済みの場合には交付できません。必ず、御使用前に交換の手続きをしてください。
- ③ 代理の方も手続きができます。妊娠されている方御本人の母子健康手帳と母子健康手帳別冊を御持参ください。
- ④ やむを得ない理由で、御本人、代理の方も交付窓口に来庁できないときはお問い合わせください。

※対象は広島市にお住まいの方です。他の市町村にお住まいの方は、住民票のある市町村にお問い合わせください。

## 補助券の交付窓口

交付窓口	電話番号	郵便番号	所在地
中保健センター（保健福祉課保健指導係）	082-504-2109	730-8565	広島市中区大手町四丁目 1 番 1 号
東保健センター（保健福祉課保健指導係）	082-568-7735	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9 番 34 号
南保健センター（保健福祉課保健指導係）	082-250-4133	734-8523	広島市南区皆実町一丁目 4 番 46 号
西保健センター（保健福祉課保健指導係）	082-294-6384	733-8535	広島市西区福島町二丁目 24 番 1 号
安佐南保健センター（保健福祉課保健指導係）	082-831-4944	731-0194	広島市安佐南区中須一丁目 38 番 13 号
安佐北保健センター（保健福祉課保健指導係）	082-819-0616	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目 19 番 22 号
安佐北区役所高陽出張所	082-842-1122	739-1751	広島市安佐北区深川五丁目 13 番 7 号
安芸保健センター（保健福祉課保健指導係）	082-821-2820	736-8555	広島市安芸区船越南三丁目 2 番 16 号
佐伯保健センター（保健福祉課保健指導係）	082-943-9733	731-5195	広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号

問い合わせ先 広島市子ども未来局子ども・家庭支援課母子保健係 電話 082-504-2623



「妊娠中期・後期検査用補助券」から「妊娠中期検査用補助券」への交換交付申請用。受診票番号、申請者の住所・氏名・電話番号、受診者名、生年月日、分娩予定日を記入して母子健康手帳、母子健康手帳別冊と一緒に御持参ください。

様式3号

母子健康手帳別冊表紙に記載されている番号です。22 No.000000

受診票番号

平成23年 月 日

(あて先)  
広島市 保健センター長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

妊婦・乳児健康診査受診票等交付申請書

次のとおり健康診査受診票等の交付を申請します。

- 【申請理由】
- 1 広島市外からの転入
  - 2 助産所で妊婦健康診査を受けることを希望するため
  - 3 受診票等の破損・紛失

④ その他 [ 妊娠中期・後期検査用補助券の交換 ]

受診者名	生年月日		昭和・平成 年 月 日 ( 一 歳 一 カ月)					
	妊婦の場合は 分娩予定日		平成 年 月 日					
乳児の 保護者名	住所 (申請者と異なる場合のみ記入)							
健康診査 種 別	妊婦一般健康診査補助券及び結果票					乳児一般 健康診査 受診票及び 結果票	精密健康 診査受診票 交付依頼書	妊婦歯科 健康診査 受診票及び 結果票
	妊娠初期 検査用	妊娠中期 検査用	妊娠後期 検査用	定額	助産所用			
妊 婦	— 組	1 組	— 組	— 組	— 組	/	— 枚	— 組
乳 児	/	/	/	/	/	— 組	— 枚	/

(注) 既に広島市以外の市町村で母子健康手帳の交付を受けた後に広島市へ転入し、妊婦・乳児の一般健康診査の未使用の受診票等をお持ちの方は、未使用の受診票等を添付して交付を申請してください。

上記のとおり受診票等を交付してよいでしょうか。

起案	係	係長	課長
決裁			

専こ家 537 23. 3改 A4 印A45 5年保存



# 妊婦健診を 受けましょう！



妊娠届は  
早めに市町役場へ

- 妊婦健診の  
公費助成が14回に拡充!
- 妊婦健診に  
HTLV-1検査が加わりました。

気になることは  
市町の保健師に  
相談して下さい。

